

## 令和8年度 タイヤチェーン導入促進助成金の手続きについて

◎令和8年度より、助成額が変更となりました。

旧)導入費用1/8 上限 10,000 円



新)導入費用1/2 上限 25,000 円

雪道での安全運行の支援を目的とし、事業用貨物自動車両に装着するタイヤチェーンを導入した場合、その一部を助成いたします。

### 1. 助成対象期間

令和8年3月1日～令和9年2月末日の間に導入及び支払いが完了するもの

### 2. 助成交付額

導入費用(タイヤチェーン、チェーンバンドのみ。消費税、送料等を除く)の1/2  
上限25,000円(1,000円未満切り捨て)

※助成上限台数は、一律2台分(1台あたり2本)

(トラクター、トレーラの場合、トレーラ装着分も1台分の算定とします。)

### 3. 申請方法

助成金申請書類(様式1及び添付書類)を令和9年3月5日(必着)までにご提出ください。

ただし、期間内であっても予算に達した場合は、受付を終了します。